

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」（令和6年厚生労働省令第65号）により水道法施行規則が一部改正されたことを踏まえ、神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の委任規定を受けて、条例に定める資格と同等以上の技能を有すると認められる者を定める当該規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

学歴等の要件ごとに規定されている必要な技術上の実務経験年数を2分の1の期間とできる施設規模の要件を、給水量1,000 m^3 /日以下から10,000 m^3 /日以下に改正する等、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日